入　札　説　明　書

１　契約担当課

　　公益財団法人広島市スポーツ協会事務局経理係

　　〒７３０－００４２　広島市中区国泰寺町一丁目４番１５号

　　電話　０８２－２４３－０５７８

２　調達内容

⑴　件名

広島市総合屋内プールスケート期間の自動販売機（栄養補助食品付清涼飲料水（栄養補助食品・缶・ペットボトル）)設置に係る契約

⑵　履行の内容等

公益財団法人広島市スポーツ協会の施設において、自動販売機により清涼飲料水(缶・ペットボトル)を販売し、毎月１日から末日までの商品の販売数、販売額及び販売手数料額を翌月１０日までに本協会へ報告するとともに、１か月間の販売額（税込）に販売手数料率（税込）を乗じた額を翌日末日までに本協会へ口座振り込みの方法により支払う。（振込手数料は自動販売機業者負担。）

また、自動販売機を設置する場所が、多くの市民が利用する公の施設であることを認識し、利用に支障が生じないよう適正な管理・運営を行う。（詳細は、「自動販売機設置契約約款」「仕様書」のとおり）

⑶　履行期間

令和２年１０月３０日から令和３年３月３１まで。ただし、履行期間満了の日の1か月前までに、発注者（公益財団法人広島市スポーツ協会）又は受注者（自動販売機設置事業者）から何らかの意思表示がないときは、引き続き令和３年４月１９日まで更新するものとし、以後この例による。なお、次に該当するときは、契約を更新しないこととする。

ア　契約期間が契約更新限度期間（令和３年４月１９日）に達したとき。

イ　本協会が施設の指定管理者として指定を受けることができず、自動販売機による商品の販売業務を継続することが困難になったとき。

ウ　本協会が自動販売機の設置に係る行政財産の目的外使用許可を広島市から受けることができず、自動販売機による商品の販売を継続することが困難になったとき。

エ　本協会が自動販売機の設置を取りやめる必要が生じたとき。

オ　本協会が自動販売機の管理が良好でないと認めたとき。

⑷　履行場所（詳細は、設置図のとおり）

広島市総合屋内プール（所在地：広島市東区牛田新町一丁目８番３号）

３　入札方式

⑴　本業務の入札方式は、入札後資格確認型一般競争入札である。

⑵　入札後資格確認型一般競争入札は、一般競争入札に参加する者の入札参加資格の確認を入札前に行わず、開札を行った後において、予定手数料率を超える料率をもって有効な入札書を提出した最も高い手数料率を提示した者を落札候補者とし、落札決定を留保したうえ、落札候補者に一般競争入札参加資格確認書及び入札資格参加資格の確認に必要な書類(以下「資格確認申請書等」という。)の提出を求め、入札参加資格を有することを確認した場合に、落札者として決定するものである。

４　入札に参加する者に必要な資格

　　次に掲げる入札参加資格を全て満たしていること。

⑴　地方自治法施行令第１６７条の４及び広島市契約規則（以下「規則」という。）第２条の規定に該当しない者であること。

⑵　製造メーカー又は製造メーカーの販売委託を受けた販売業者であること。

⑶　広島市内に支店又は営業所を有していること。

⑷　広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。なお、本市に納税義務がない者は、「広島市税の納税証明書」にかえて「申立書」を提出すること。

⑸　入札公告の日から過去３年以内に、国または地方公共団体(広島市等)の施設に、自らが管理・運営する自動販売機を設置した実績を有し誠実に業務を履行していること。

⑹　入札公告の日から開札日までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は広島市の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。

５　資格確認書申請書等の書類の交付方法

公益財団法人広島市スポーツ協会（以下「当協会」という）ホームページからダウンロードすることができる。ただし、これにより難しい場合には、次により交付する。

⑴　交付期間

入札公告の日から令和２年９月２９日（火）までの土曜日、日曜日及び祝日（振替休日を含む。）を除く毎日の午前９時から午後５時まで（ただし、正午から午後１時までを除く。）

⑵　交付場所

前記１に同じ。

６　契約条項を示す場所等

⑴　契約条項を示す場所

当協会のホームページからダウンロードすることができる。ただし、これにより難い場合には、前記５⑴及び⑵により交付する。

⑵　入札説明書、仕様書等の交付方法

当協会のホームページからダウンロードすることができる。ただし、これにより難い場合には、前記５⑴及び⑵により交付する。

⑶　仕様書等に関する質問

ア　仕様書等に関する質問がある場合は、次により、仕様書等に関する質問書を提出すること。なお、仕様書等に関する質問書は、当協会のホームページからダウンロードすることができる。ただし、これにより難い場合には、前記５⑴及び⑵により交付する。

(ｱ)　提出期間

令和２年９月１６日（水）から令和２年９月２３日（水）までの土曜日、日曜日及び休日を除く毎日の午前９時から午後５時まで。（ただし、正午から午後１時までを除く。）

(ｲ)　提出場所及び問い合わせ先

　　　　　 前記１に同じ。

(ｳ)　提出方法

質問書は、質問内容等を熟知した者が持参すること。

イ　前記アの質問に対する回答は、質問を受けた日の翌々日以降において、次のとおり閲覧に供する方法で回答する。

(ｱ)　閲覧期間

令和２年９月２３日（水）から令和２年９月２９日（火）までの土曜日、日曜日及び休日を除く毎日の午前９時から午後５時まで。（ただし、正午から午後１時までを除く。）

(ｲ)　閲覧場所

　　　　　 前記１に同じ。

７　入札書等の提出方法

⑴　入札書等の提出方法

入札者は、次までに掲げる入札書等の書類を、指定の日時及び場所に持参すること。なお、郵送、電送その他の方法による入札書等の提出は認めない。

なお、入札書等の書類は、当協会のホームページからダウンロードすることができる。ただし、これにより難しい場合には、前記５⑴及び⑵により交付する。

ア　入札書

入札書については、当協会所定の様式（当協会のホームページに記載。）のものを使用し、

販売手数料率等の必要事項を記載し、記名・押印した上、定型封筒（長形３号又は長形４号）に入れ、入札書に押印した印鑑と同じ印鑑で封印すること。封筒の表「広島市総合屋内プールスケート期間の自動販売機（栄養補助食品付清涼飲料水（栄養補助食品・缶・ペットボトル）)設置に係る入札書在中」と表示し、商号又は、名称を記載（いずれも黒色で可）すること。

イ　委任状

代表者及び届出代理人（代表者から継続して委任を受けている旨の届出がされている者）（以下「代表者等」という。）でない者が、当該入札において代理人（届出代理人から委任を受けている復代理人を含む。）として入札する場合は、代表者等からの委任状を前記アの封筒に同封すること。

なお、提出された委任状が、代表権を有する取締役等が自社の社員へ委任したものでないときは、その委任状を無効とする。

代理人として入札する場合は、入札書の入札者住所指名欄の記載は次の例のとおりとなるので、注意すること。

　　（入札者住所氏名欄の記載例）

　　　　○○市○○町○番○号

　　　　○○○○株式会社

　　　　代表取締役　○○　○○

　　　　上記代理人　○○　○○　印

委任状は、当協会所定の様式を使用して作成すること。なお、再度入札又は再々度入札にあたっては、委任の内容に変更ない場合は、提出は不要である。

　⑵　その他

入札書等の提出後は、提出された入札書等の書換え、差替え又は撤回等は一切認めない。

８　入札決定方法

⑴　入札日時、場所等

　　ア　日時

令和２年９月３０日（水）　午前１０時１０分

イ　場所

広島市中区国泰寺町一丁目４番１５号

　　　　　公益財団法人広島市スポーツ協会事務局会議室

ウ　入札回数は２回を限度とし、この結果、落札者(落札候補者)がない場合は入札を打ち切る。

エ　初度入札に参加していない者、初度入札において無効な入札をした者は、再度入札に参加することができない。

オ　本件業務は、入札書を持参して提出する、紙入札案件である。

カ　予定販売手数料率を超える料率をもって、有効な入札書を提出した者を落札候補者とし、

入札参加資格確認申請書の提出を受け、入札参加資格を有すると確認したうえで落札決定

を行い、契約を締結する。

なお、落札候補者となるべき入札をした者が２者以上あった場合には、これらの者によ

るくじ引きを行い、落札候補者を決定する。

キ　入札参加資格を有しないと確認した場合は、予定販売手数料率の制限の範囲内で次に高い販売手数料率でもって入札した者（くじ引きにより決定した場合は、くじ引きに外れた者）から入札参加資格確認書の提出を受け、以後同様とする。

　　ク　立ち合い

　入札者又はその代理人は、入札に立ち会うこととする。（立ち会うことができる者は、１者（社）につき１名とする。）

⑵　入札書の記載方法

入札書には、１か月の販売価格(税込)に乗ずる販売手数料率（税込）をパーセント表記で小数点第１位まで記載すること。

９　資格確認申請書等の提出

資格確認申請書等は、落札後、令和２年１０月２日（金）午後５時までに提出するものとする。

なお、資格確認申請書等に虚偽の記載をした者に対しては、広島市において指名停止措置を行うことがある。

　⑴　提出先

　　　前記１に同じ。

　⑵　添付書類

　　ア　広島市税の納税証明書（写し）

「令和○年○月○日（直近の証明可能な日）以前に納付すべき市税について、滞納の税額がない。」旨の記載のある広島市の納税証明書の写し。（証明年月日が資格確認申請書提出日から３か月前の日以降のものに限る。）なお、本市に納税義務がない者は、「広島市税の納税証明書」にかえて「申立書」を提出すること。

　　イ　消費税及び地方消費税の納税証明書（写し）

　「未納の税額がない。」旨の記載のある税務署の納税証明書（「その３」「その３の２」「その３の３」のいずれか）の写し。〔電子納税証明書は不可〕（証明年月日が資格確認申請書提出日から３か月前の日以降のものに限る。）

ウ　入札公告の日から過去３年以内に、国または地方公共団体の施設に、自らが管理・運営する自動販売機を設置した実績がわかる書類（行政財産使用許可書、契約書の写し等）

　⑶　提出部数

　　　提出部数は１部とする。なお、提出された資格確認申請書等は、返却しない。

10　入札参加資格の確認

入札参加資格の有無については、特別の定めがある場合を除き、入札日時を基準として、前記９により提出された資格確認申請書等に基づき、確認するものとする。

11　落札結果公表

落札者（落札候補者）決定後その場で公表する。

12　本件業務の履行に当たって

⑴　本件業務の履行に当たっては、関係法令並びに広島市契約規則等の諸規程及び委託契約約款等の規定を遵守しなければならない。

⑵　広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱第２条第１項から第５項までに規定する者に該当する事業者が、次に掲げる者として選定されることがないよう、必要な措置を講じなければならない。

　ア　当協会発注契約に係る下請契約等（広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱第１条の２第３号に規定する下請契約等をいう。以下同じ。）の当事者

イ　当協会発注契約に基づいて行われる資材、原材料等の売買その他の契約（下請け契約等を除く。）の当事者又は代理若しくは媒介をする者

　なお、上記に掲げる事業者が本件業務を履行するための下請契約等の当事者又は資材、原材料等の売買その他の契約の当事者となっていた場合には、本件業務の契約を解除し、及び広島市において指名停止措置を行うことがある。

⑶　本件業務の履行に当たり、広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱第２条第６項に規定する暴力団等から不当介入を受けた場合は、その旨を直ちに当協会に報告するとともに、

所轄の警察署に届け出なければならない。報告又は届出がない場合は、広島市において指名停止措置を行うことがある。

13　その他

　⑴　契約手続において使用する言語及び通貨

　　　日本語及び日本国円に限る。

　⑵　契約保証金

　　　免除する。

⑶　契約書の作成等

　ア　契約の相手方が決定したときは、当協会が定めた日に契約書を取り交わすものとする。

イ　前記アまでに契約書の取り交わしをしないときは、入札の決定を取り消すとともに、広島市において広島市競争入札参加資格を取り消すことがある。

ウ　契約書は２通作成し、それぞれ記名・押印の上、各１通を保有する

エ　契約書の作成に要する費用は、それぞれ負担する。ただし、契約書用紙は、当協会が交付する。

⑷　前年度実績数

　　別紙のとおり

⑸　入札の中止等

本件入札に関して、天災地変があった場合、入札参加者の談合や不穏な行動の情報があった場合など、入札を公正に執行することができないと判断されるときは、入札の執行を延期又は中止することある。

なお、入札公告後に入札中止、訂正又は入札関係資料の修正を行う場合は、当協会のホームページに掲載するので入札前に確認すること。

⑹　入札の無効

次に掲げる入札は、無効とする。

ア　本件公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札

イ　資格確認申請書等の書類に虚偽の記載をした者がした入札

ウ　販売手数料率を訂正した入札

エ　その他規則第８条各号のいずれかに該当する入札

⑺　この入札に関係する資料等（入札関係資料等）は、次のとおり当協会のホームページに掲載する。

|  |  |
| --- | --- |
| 入札関係資料等 | 掲載場所 |
| ・入札公告（写し）  ・入札説明書  ・契約書、仕様書  ・入札書用紙  ・設置図 | 当協会のホームページから該当の入札条件を選択した上、ダウンロードすること。 |
| ・入札参加資格確認申請書  ・委任状用紙  ・質問書  ・申立書  ・前年度実績数（別紙） | 当協会のホームページから該当の入札条件を選択した上、ダウンロードすること。 |